

中小企業会計基準の検討課題 —キャッシュ・フロー情報を中心にして—

渡 邊 圭

1. 問題提起

我が国では、中小企業の会計基準として、「中小企業の会計に関する指針」⁽¹⁾（以下、中小指針とする）と「中小企業の会計に関する基本要領」⁽²⁾（以下、基本要領とする）が併存している。これらの会計基準は、我が国において中小企業の適用できる会計慣行が必ずしも明確に示されていなかったこと、大企業に比べて中小企業は資金調達手段が限定的であることから、会計の質的向上を図り正確な会計帳簿を作成することで、資金調達先の多様化や取引先等の利害関係者の拡大を促すことを見据えて作成された経緯がある。

中小企業は業種及び業態が多様であるため、中小企業のうち会社法上の会計参与設置会社は中小指針に準拠することが適当であり、基本要領は金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の会計参与設置会社を除いた企業が準拠することが適当であると双方の基準に示されている。

会計参与設置会社とは、会社法2条8項で示す「会計参与を置く株式会社」をいい、会計参与とは、日本税理士連合会によれば、取締役や監査役と同様に株式会社の役員であり、他の役員とは独立した立場を維持しつつ、取締役と共同して計算関係書類を作成する機関と示されている。会計参与設置会社の形態を採用することで、金融機関や取引先からの信頼力の向上が図れ、中小指針を適用する動機付けにも繋がると考えられる。

企業が会計参与設置会社の形態を採る理由の1つとして、利害関係者から信頼性を高めることで円滑な資金調達を図ることがあげられる。近年、金融機関からの融資が、担保を重視する融資から財務状況を重視する融資に移行しつつあり、財務状況を示すための基礎となる会計帳簿が正確であり信頼性を確保しなければ金融機関からの融資が難しくなる可能性がある。

また、企業は成長するものであり、大企業といわれる企業も創立当初は中小企業である。中小企業から大企業ないし上場企業に成長を目指す企業は投資家保護の観点という考え方を取り入れ、中小企業の段階から会計参与を設置することも必要である。上場企業へと成長を目指す企業にとっては、中小企業の段階で過年度における比較可能性の観点からキャッシュ・フロー計算書の作成をすることが望ましいと考える。キャッシュ・フロー計算書とは、企業の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を営業・投資・財務活動に区分して示す財務資料である。

中小企業は、会社法が適用されるため、キャッシュ・フロー計算書の開示要求はされな

(1) 日本税理士会連合会・日本公認会計士協会・日本商工会議所・企業会計基準委員会「中小企業の会計に関する指針（平成26年版）」平成26年2月。

(2) 中小企業庁・中小企業の会計に関する検討会「中小企業の会計に関する基本要領」平成24年2月。

いが自社における分析の連続性を考慮すれば、キャッシュ・フロー計算書の作成をした方がより経営者の経済的意思決定を高める効果が期待できるのである。企業を成長させるためには、持続的な経営を遂行しなければならないが、損益計算書の純利益の増加という情報のみでは企業の継続性を分析するうえでは不十分である。いわゆる黒字倒産という現象が生じるケースがあるためである。成長を図るうえで、企業は一定の収入を自身の営業活動から創出しなければならないだろうし、経営者に資金管理ないしキャッシュ・フローを明示させる資料の作成が必要不可欠であろう。

以上のことから、企業を成長させていく中小企業においてはキャッシュ・フロー計算書を導入した方が妥当であると考えられる。中小指針では、「中小企業においては、経営者自らが企業の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義も、会計情報に期待される役割として大きい。本指針では、その点も考慮して、中小企業が扱いたいことが望ましい会計処理や注記等を示している」としている。

そこで本稿は、企業成長を目指す中小企業はキャッシュ・フロー計算書の導入を検討すべきか否かを考察する。中小指針によれば、キャッシュ・フロー計算書の導入は望ましいと示しているが、具体的にどのような企業が導入すべきか示していない。我が国の発生主義会計とキャッシュ・フロー会計を整理して利益情報とキャッシュ・フロー情報の性質を明らかにし、また、中小指針と国際会計基準審議会 (IASB) が平成21年7月に公表した中小企業版IFRSを比較して中小企業会計基準におけるキャッシュ・フロー計算書の規定について検討する。

2. 発生主義会計とキャッシュ・フロー会計

今日、我が国では発生主義会計に基づいて会計処理がなされている。発生主義会計とは一会計期間の収益と費用を現金の収入及び支出がなされた時に認識するのではなく、財貨又は用役の経済価値の増加又は減少という事実に基づいて認識する損益計算の方式である。信用取引が行われている現在の企業活動では、棚卸資産の期末在庫及び固定設備資産が存在する。このことから、適切な期間損益計算を確保するために、発生主義会計を採用している。また、収益と費用を発生主義会計の枠から実現主義の原則及び発生主義の原則により認識する。実現主義の原則とは、収益を実現した時点で認識するものである。ここでいう「実現した時点」とは、財貨又は用役が移転し、かつ、現金又は現金等価物を取得したときに実現したとする。これは、会計上、利益に対して処分可能性ということを考慮せねばならず、収益とそこからもたらせられる利益に貨幣性資産の裏付けを得るために実現主義の原則が採用される。発生主義の原則により費用を認識すれば、費用を発生の実実に基づいて認識することになる。ここでいう発生の実事とは経済価値の費消事実の発生と経済価値の費消原因事実の発生を指す。具体的には、前者の発生とは、経費など現金支出を伴う費用であり、後者の発生とは、引当金など現金支出を伴わない費用である。つまり、発生主義会計では、費用と収益の対応関係に基づく期間損益計算すなわち期間的な経営成績を財務諸表に表示されることになる。

費用と収益の対応関係について、企業会計原則 (損益計算書原則一C) では、「費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない」と示されている。

実現主義の原則により認識した収益と発生主義の原則により認識した費用のうち収益と

対応する期間的な費用を計上し期間利益を算出することを要請するのが費用収益対応の原則である。費用収益対応の原則では、収益に直接的、間接的に関連しているものであれば、それは費用となり、収益に全く関連しないものであれば損失となる。また、次期以降の収益の獲得に貢献できる可能性を有する費用は資産となる。商品等がそれに合致する。費用とは企業の努力であり、収益とは企業の成果といえる。企業が努力した結果、成果を得たとするならば、費用と収益は対応がなされなければならない。

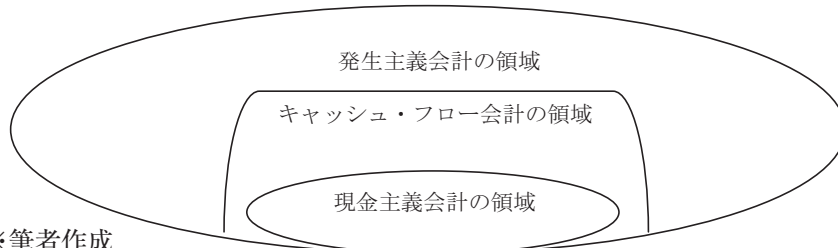
一方、企業会計審議会が平成10年3月に公表した「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」(以下、作成基準とする。)では現行制度上、資金の範囲を「現金及び現金同等物」⁽³⁾としている。キャッシュ・フロー会計の領域は一会計期間における現金及び現金同等物のインフロー及びアウトフローを認識して正味キャッシュ・フローを導くものである。キャッシュを日本語に訳すと「現金」となるが、キャッシュ・フロー会計でのキャッシュは現金より広義の意味で用いられる。そのため、現金主義会計とは異なる。現金主義会計とは収益と費用を現金の収入及び支出した時に認識する損益計算の方式である。我が国では発生主義会計が展開する以前は現金主義会計に基づき収益及び費用が認識されてきた。しかしながら、現金主義会計によれば、経済の発展により信用取引が行われている今日の企業活動においては、期間損益計算の確保が難しいため、現行制度上の発生主義会計に発展していったのである。

発生主義会計では実際に現金が企業に流入及び流出を伴わない取引でも収益及び費用が認識されることになり、そこから算出される利益の額は実際に表示されている金額だけの現金の増加が存在するわけではない。利益は多額であるが資金繰りが著しく困難である場合、いわゆる「黒字倒産」というケースが企業に発生する。

キャッシュ・フロー会計では、発生主義会計で認識される項目のうち「キャッシュ(資金)」のインフロー及びアウトフローに伴う取引について認識する。すなわち、営業活動から資金収入を創出する能力、負債や配当金などの支払能力および損益計算書上の利益に対する質(キャッシュの量)を明らかにするのである。

金融商品取引法適用会社は、貸借対照表及び損益計算書に加えてキャッシュ・フロー計算書を基本財務諸表に位置づけたことにより、損益計算書の純利益とキャッシュ・フローの関係を評価することができるようになった。双方を比較することは投資家などの利害関係者にとって、合理的な経済的意思決定する際にも有用となったのである。

図1「認識基準の領域」



※筆者作成

(3) 作成基準によれば、現金とは、手許現金及び要求払預金をいい、現金同等物とは、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資をいう。

以下の図は各認識基準の領域を示すものである。

発生主義会計によれば、費用と収益の因果関係を明示できるが、減価償却の償却方法のように、1つの会計事実に対して2つ以上の会計処理の原則及び手続きが認められるものについては経営者の意図的な選択や変更によって、利益の額を変動されることもできるのである。

経営者の利益操作を排除するために企業会計原則（一般原則、五）継続性の原則が存在する。継続性の原則は「企業会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」というもので、正当な理由なしにその処理の原則及び手続きを変更できない。ここで言う、「正当な理由」とは、経営組織の変更等、企業の大規模な経営方針の変更、急激な貨幣価値の変動や関連法令等の改廃などが正当な理由としてあげられる。正当な理由の判断について桜井久勝教授は「ただし、正当な理由の存否に関する判断は必ずしも明確でなく、ともすれば正当な理由が拡大解釈されて、利益操作のための変更が正当な理由によるものとして設定されてしまうおそれがないわけではない」⁽⁴⁾と指摘している。

利害関係者は、損益計算書を分析するとき、利害関係者は一事業年度の経営成績を重視せず、連続した複数の期間における経営成績を考慮して企業の収益力を分析するように投資大衆を啓発することが重要である。

現在の経済社会では、商品等の多様化や科学技術の発展のため、費用と収益の因果関係の認識が困難になりつつある。確かに、発生主義会計における利益の性質は上述したような問題はあがるが、対応原則を前提としているので各事業年度の期間比較をする意味では有力な情報になりえる。近年では企業の取引が複雑化しているため、企業の財務分析を行う際は、発生主義会計に基づき算定された損益計算書の利益の額とキャッシュ・フロー会計により認識・測定された透明性が高い、キャッシュ・フロー情報が我が国において必要不可欠な情報になったのである。

3. 中小指針におけるキャッシュ・フロー計算書の規定

キャッシュ・フロー計算書は一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示する財務資料であるから、全ての取引の結果を反映させる貸借対照表や損益計算書では得られない情報を投資家に提供できるのである。

表1「キャッシュ・フロー計算書に関する会計基準の比較」

	作成基準（日本）	中小企業版 IFRS	中小指針
資金概念	現金及び現金同等物	現金及び現金同等物	—
表示形式	営業・投資・財務	営業・投資・財務	—
営業活動による キャッシュ・フロー	直接法 間接法	直接法 間接法	—
位置付け	基本財務諸表	基本財務諸表	経営者自らが会社の経営実態を正確に把握するとともに、金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましい。

(4) 桜井久勝「キャッシュ・フロー会計革命」12頁。

伊藤邦雄編著『Global Accounting キャッシュ・フロー会計と企業評価 第2版』中央経済社、平成18年8月。

ここで我が国の作成基準と中小企業版IFRSのキャッシュ・フロー計算書を比較する。

キャッシュ・フロー計算書の作成目的として、損益計算書で示すことができない情報を投資家に提供し、将来の合理的な経済的意思決定を促進させることがあげられる。会社法適用会社のうち、いわゆる中小企業に該当する企業はキャッシュ・フロー計算書の開示要求はされていない。そのため、中小指針の規定では、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握する」と「金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため」という目的から作成することが望ましいという規定で示されているのみである。この規定では、金融機関等の外部に示す財務資料と企業の経営者に向けて示す管理会計的な資料という2つの性質があると読み取れる。

中小指針は、中小企業のうち会計参与設置会社が準拠する会計基準として設置されているが、これらすべての企業がキャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましいということに少なからず疑問が生じる。会計参与設置会社の中には、現状を維持しながら事業を遂行する企業もあれば、上場企業を目指して成長をする企業も存在するのである。

中小企業庁が(株)三菱総合研究所に委託して調査した「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」(以下、調査結果とする。)が平成16年11月に公表された。そこには、「中小企業には、常に成長を目指す企業と、身の丈に合った経営を志向する企業とがあり、それぞれの事業展開に合った会計処理が求められる。成長を目指す企業には管理会計も必要とされる」⁽⁵⁾と示されている。

また、調査結果によれば金融機関から融資を受ける場合に、財務情報を求められる資料を次のように示している。⁽⁶⁾

表2「中小企業が金融機関から提出を求められる資料の割合」

財 務 資 料	割 合
損 益 計 算 書	92.2%
貸 借 対 照 表	91.7%
勘 定 科 目 明 細 書	66.8%
利 益 処 分 案	62.6%
税 務 申 告 書 一 式	62.3%
資 金 繰 り 表	51.2%
法 人 事 業 概 況 説 明 書	44.8%
納 税 証 明 書	38.9%
部 門 別 収 支 実 績 表	37.3%
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	35.5%
そ の 他	18.8%

(5) 中小企業庁「会計処理・財務情報開示に関する中小企業経営者の意識アンケート 調査結果」平成16年11月、12頁。

(6) 同上書、16頁。

さらに、金融機関から提出を求められた財務資料は次に示すとおりである。⁽⁷⁾

表3「中小企業が金融機関から提出を求められた資料の割合」

財 務 資 料	割 合
貸 借 対 照 表	94.9%
損 益 計 算 書	94.8%
勘 定 科 目 明 細 書	80.4%
利 益 処 分 案	79.3%
税 務 申 告 書 一 式	75.4%
資 金 繰 り 表	60.0%
法 人 事 業 概 況 説 明 書	53.9%
納 税 証 明 書	41.5%
部 門 別 収 支 実 績 表	35.6%
キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書	28.2%
そ の 他	11.6%

この結果をみると、金融機関からキャッシュ・フロー計算書の情報開示が求められる割合は他の財務資料と比較して少ないのがわかる。中小企業は、情報開示先として、資金調達先の金融機関のみというところが多く、キャッシュ・フロー計算書を作成しなくとも金融機関からの信頼を得るためのみであれば、損益計算書や貸借対照表を作成するだけで十分であると考えられる。⁽⁸⁾

それでは、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握する」ためにキャッシュ・フロー計算書が必要であるか否かについて検討したい。

調査結果によれば、中小企業が決算書の作成及び活用する資料は次のとおりである。

表4「中小企業が決算書の作成にあたり配慮している事項」

事 項	割 合
減価償却を毎期行なっている	81.0%
資金繰り表を作成している	56.3%
在庫の陳腐化等を点検し、反映した棚卸資産の計上を行なうようにしている	52.3%
不良化した売掛債権等の貸倒引当金を計上するようにしている	48.6%
キャッシュ・フロー計算書を作成している	26.1%
個別項目の処理方法については把握していない	16.6%
その他	1.4%

(7) 同上書, 16頁。

(8) 同上書, 16頁。

この結果によると、キャッシュ・フロー計算書を作成して経営に生かす中小企業は少ないことがわかる。キャッシュ・フロー計算書を作成する企業は、従業員の規模が増加するに比例してその割合も増加すると調査結果に示されている。⁽⁹⁾ 株式公開をめざしている企業、大手企業との業務提携・資本参加を受け入れた企業などでは、発生主義会計を徹底した厳密な会計処理を行っている企業、税効果会計への移行を進めている企業などがあることも調査結果から判明した。⁽¹⁰⁾

企業を成長させ発展を目指す企業になる程、会計処理が複雑になりキャッシュ・フロー状況の読み取りが困難になる。このことがキャッシュ・フロー計算書を作成する要因の1つである。その意味において、キャッシュ・フロー計算書の役割は経営者が企業のキャッシュ・フローの状況を適切に把握するという管理会計的な資料として必要になるのである。中小企業が大企業ないし上場企業にまで成長すれば、金融商品取引法適用会社となり、キャッシュ・フロー計算書の開示が要求されるため、自社の分析の連続性を考慮して中小企業の時からキャッシュ・フロー計算書の作成をした方が望ましい。よって中小指針に示されている規定は、企業成長を目指す企業にとって必要な規定であると考えられる。

表示形式であるが、表1で示したように我が国の作成基準と中小企業版IFRSのキャッシュ・フロー計算書に関する会計基準は大きな相違点はないため、同会計基準の作成方法を適用して作成することが合理的であろう。営業活動によるキャッシュ・フローの形式は、管理会計的な性質を含むことを考慮すると直接法により作成した方が望ましい。直接法とは、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法である。我が国では、税金等調整前当期純利益又は税引前当期純利益から非資金損益項目と営業活動に係る資産、負債の増減を加減して表示する間接法により作成することも認めている。我が国の企業会計審議会から平成10年3月に公表された「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解」によれば、直接法と間接法により作成した営業活動に係るキャッシュ・フローは表5のように示されている。

直接法と間接法で作成しても小計の金額は同じになるため、いずれの方法も採用が認められている。中小企業庁においては、間接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成を推奨している。⁽¹¹⁾ これは、間接法に比べて直接法による作成が困難なためであると考えられる。しかし、現在の会計ソフトによる会計帳簿のシステムは日々進化をしているため、今後は直接法によるキャッシュ・フロー計算書も容易に作成できるようになるだろうから、

(9) 同上書, 9頁。

(10) 同上書, 10頁。

(11) 中小企業庁：URL <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/kaikei38/kaikei35.htm>

中小企業庁によれば、「キャッシュ・フロー計算書の作成は義務として求められてはいません。しかし、日常の資金繰りの成否は重大な経営問題に直結しています。そのため、自社の経営の把握と金融機関等の信頼醸成のために、キャッシュ・フロー計算書を作成することが望ましいでしょう」と示されている。間接法を推奨するのは、損益計算書と貸借対照表の金額を基にしてキャッシュ・フロー計算書が作成できるため直接法に比べて簡便に作成できるためであると考えられる。しかし、経営者の内部資料として作成するのであれば直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成した方が明確にキャッシュ・フロー状況を読み取ることができ。近年では、弥生会計等の会計ソフトを10万円未満で購入が可能になり、直接法と間接法の双方の資料も容易に作成できることから、内部資料として直接法、外部資料として間接法で作成したキャッシュ・フロー計算書を作成することも可能である。

この考え方について改める必要があるだろう。

表5「直接法と間接法による営業活動によるキャッシュ・フロー」

直接法により営業活動のキャッシュ・フロー		間接法により営業活動のキャッシュ・フロー	
営業収入	×××	税金等調整前当期純利益	×××
原材料又は商品の仕入支出	-×××	減価償却費	×××
人件費支出	-×××	連結調整勘定償却額	×××
その他の営業費支出	-×××	貸倒引当金の増加額	×××
小計	×××	受取利息及び受取配当金	-×××
		支払利息	×××
		為替差損	×××
		持分法による投資利益	-×××
		有形固定資産売却益	-×××
		損害賠償損失	×××
		売上債権の増加額	-×××
		たな卸資産の減少額	×××
		仕入債務の減少額	-×××
		小計	×××

4. 結びにかえて

本稿は、中小指針のキャッシュ・フロー計算書に関する規定について検討を行った。中小企業という概念は漠然とした概念であるから、全ての中小企業がキャッシュ・フロー計算書の作成が必要であるというわけではない。中小指針では、キャッシュ・フロー計算書の作成が望ましいとされており、同基準は、中小企業のうち会計参与設置会社が準拠すべきとされている。

会計参与設置会社の中には、現状を維持しながら継続して事業を遂行する企業もあれば、企業を成長させてさらなる発展を目指す企業も存在するのである。中小指針では、キャッシュ・フロー計算書の作成が望ましいとする理由を、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握する」と「金融機関や取引先からの信頼性の向上を図るため」であるとした。

調査結果によれば、中小企業が金融機関から提供を求められる資料としてキャッシュ・フロー計算書は少ないことが判明した。金融機関から中小企業に提供を求められた資料についてもキャッシュ・フロー計算書は少ないことがわかったのである。このことから、金融機関から信頼性を向上するためにキャッシュ・フロー計算書が必ずしも必要ではないということが言えるのである。

決算書を作成して活用している事項についてもキャッシュ・フロー計算書の作成する位置付けは低い。しかし、キャッシュ・フロー計算書を作成する企業は、従業員の規模が増加するに比例してその割合も増加すると調査結果に示されている。株式公開をめざしている企業、大手企業との業務提携・資本参加を受け入れた企業などでは、発生主義会計を徹

底した厳密な会計処理を行っている企業、税効果会計への移行を進めている企業などがあることも調査結果から判明したのである。

企業を成長させ発展を目指す企業になる程、会計処理が複雑になりキャッシュ・フロー状況の読み取りが困難になる。このことがキャッシュ・フロー計算書を作成する要因の1つである。その意味において、キャッシュ・フロー計算書の役割は経営者が企業のキャッシュ・フローの状況を適切に把握するという管理会計的な資料として必要になるのである。

中小企業が大企業ないし上場企業にまで成長するのであれば、金融商品取引法適用会社となり、キャッシュ・フロー計算書の開示が要求されるため、自社の分析の連続性を考慮して中小企業の時からキャッシュ・フロー計算書の作成をした方が望ましい。よって中小指針に示されている規定は、企業成長を目指す企業にとって必要な規定であると考えられる。また、調査結果によると、キャッシュ・フロー計算書以外に資金繰り表や部門別収支実績表の資金計算書が採用されているケースが多いことがわかった。中小企業全体で考えると中小指針のキャッシュ・フローの規定をキャッシュ・フロー計算書という限定的な資料だけでなく「資金計算書」という広義の概念により定めた方が望ましいのではないかと考えるのである。

キャッシュ・フロー計算書の表示形式であるが、我が国の作成基準と中小企業版IFRSのキャッシュ・フロー計算書に関する会計基準に大きな相違点はないため、同会計基準の作成方法を適用して作成することが比較可能性の観点から合理的であろう。営業活動によるキャッシュ・フローの形式は、管理会計的な性質を含むことを考慮すると直接法により作成した方が望ましい。

以上のことから、中小指針は上場企業へと成長を目指す企業はキャッシュ・フロー計算書の作成が望ましいといえるのである。今後、より経営者にわかりやすい会計基準の作成が望まれる。

しかし、企業の「成長」とは何をもって成長といえるのであろうか。企業の成長に関しては、マーシャルやペンローズ等の経済学者が企業の成長を論じている。マーシャルは「企業の成長は、木々の成長のように成熟していない期間は陽光と空気を成熟した木が陰になり苦闘を続け、わずかな木だけが生き残り、成熟し、巨大な木になれば停滞はするものの容易に死滅はしない。しかし、遅かれ早かれどの木も老いに衰え死滅し、新たな若い木が成熟を始める」⁽¹²⁾と述べている。

ペンローズは、企業は小企業から大企業への成長する可能性を示唆し、設備投資による固定資産の増加を企業の成長として考えた。利益を追求するのは、利益は所得や富の増加をもたらす、そのことが企業家に刺激を与えて当然に得ることのできるものを手に入れようとさせるためであると考えられる。⁽¹³⁾企業が生み出した利益は外部に配当や税金として流出する場合とより多くの利益を産出させるために産出した利益を内部留保して設備に再投資を行うのが一般的であるとペンローズは述べている。

(12) Alfred Marshall, Guillebaud, Claude William., *Principles of Economics., 9th Edition*, Macmillan and Co., Limited. 1961., pp.315 ~ 316.

馬場啓之助訳『マーシャル経済学原理Ⅱ』東洋経済新報社、昭和50年2月、311 ~ 312頁。

(13) Edith T. Penrose., *The Theory of The Growth of The Firm.*, Basil Blackwell & Mott Ltd. 1959., pp.27 ~ 28. 末松玄六訳『会社成長の理論』ダイヤモンド社、昭和37年7月、35 ~ 36頁。

また、末松玄六教授は、純売上高と総原価との差額として純利益の極大化をねらうのではなく、純売上高から外部に支払う原価を差し引いた「付加価値」の極大化が現代企業の目的であると述べている。⁽¹⁴⁾ 企業の売上高、従業員数や固定資産が増加し、それとともに付加価値が順調に増加による、企業当たり付加価値であらわされる収益性が上昇しているような事態こそ新しい意味での成長であるということができよう。つまり、社会性と収益性の増加を伴う規模の拡大が成長であると規定することができる。⁽¹⁵⁾

さらに、売上高や市場占有率等の企業の成長指標が存在するため、この点について今後さらなる検討が必要になるだろう。これらの理論は、企業は中小企業から大企業へと成長することが出来るという理論が前提として構築されている。企業成長理論の批判的な見解としてスタインドルの理論がある。スタインドルは、「株式会社が小規模から発展して、大企業の規模にまで到達するには、数千倍の資本が必要となる。このような成長には、相当な時間がかかるので、この理論を実際に適用することは適切でないばかりでなく、小規模企業の死亡率が非常に高いことを考えると、小企業家たちのうちのいずれもが、事実上、少しでも大企業の規模に近づくまで成長していくことに成功するのは、きわめてありそうもないことである。つまり、大企業は誕生してから大企業である」⁽¹⁶⁾と述べている。

資金調達については「小規模の企業は資金調達が企業に比べて困難である。借入れによる企業の負債額の割合を制限するように注意するのは、第一に債権者である。商務省の報告には、借入れの困難が、企業の規模が増大するのに応じて減少する」⁽¹⁷⁾と示している。

これらの論点についても整理を行い、企業成長の理論を展開しなければならないだろう。

(2015.7.13 受稿, 2015.7.31 受理)

(14) 末松玄六『中小企業成長論』ダイヤモンド社, 昭和36年10月, 16頁。

(15) 同上書, 16頁。

(16) Joseph Steindl, *Small And Big Business Economic Problems of The Size of Firms.*, Basil Blackwell Oxford, 1947.

米田清貴・加藤誠一訳『小企業と大企業』巖松堂出版, 昭和40年3月, 11～14頁。

(17) 同上書, 11～14頁。

〔抄 録〕

本稿は、中小企業の会計に関する指針のキャッシュ・フロー計算書の規定を中心に検討を行った。中小企業には現状を維持しながら継続して事業を遂行する企業もあれば、企業を成長させてさらなる発展を目指す企業も存在するのである。企業を成長させ発展を目指す企業になる程、会計処理が複雑になりキャッシュ・フロー状況の読み取りが困難になる。このことがキャッシュ・フロー計算書を作成する要因の1つである。その意味において、キャッシュ・フロー計算書の役割は経営者が企業のキャッシュ・フローの状況を適切に把握するという管理会計的な資料として必要になるのである。

中小企業が大企業ないし上場企業にまで成長するのであれば、金融商品取引法適用会社となり、キャッシュ・フロー計算書の開示が要求されるため、自社の分析の連続性を考慮して中小企業の時からキャッシュ・フロー計算書の作成をした方が望ましい。中小企業の会計に関する指針はキャッシュ・フロー計算書の作成を上場企業へと成長を目指す中小企業にむけて示すべきであり、さらなる経営者にわかりやすい会計基準の作成が望まれる。

しかし、企業の「成長」とは何をもって成長といえるのであろうか。成長に関しては様々な学説や指標が存在するため、この点について今後さらなる検討が必要になる。